

国家公務員の 倫理保持のためのルール

倫理法・倫理規程のあらまし

事業者等の皆様と国家公務員が接触するに当たり、
国家公務員には国家公務員倫理法・国家公務員倫理
規程で定められたルールがあります。

皆様の御理解と御協力をお願いいたします。

利害関係者とは	P.2
利害関係者との間のルール	P.4
利害関係者でない者との間のルール	P.7
特定の書籍等の監修料に関するルール	P.8

利害関係者とは

- 利害関係者とは、国家公務員が携わっている1～8の事務の相手方の事業者等や個人をいいます。
※「事業者等」とは、法人その他の団体、事業を行う個人（その事業のための行為を行う場合における個人）のことをいいます。

1 許認可等の申請をしようとしている者、許認可等の申請をしている者及び許認可等を受けて事業を行っている者

2 補助金等の交付の申請をしようとしている者、補助金等の交付の申請をしている者及び補助金等の交付の対象となっている者

地方公共団体や特殊法人など国以外のところを通じて交付される間接補助金でも、その直接の財源が国からの補助金等である場合には「補助金等」として扱われます。

3 立入検査、監査又は監察を受ける者

原則として、法令の規定により立入検査等をされ得る状態にあるときは利害関係者になります。

4 不利益処分の名宛人となるべき者

例えば、税の追徴処分や営業停止処分が行われる場合の相手方です。

5 行政指導により現に一定の作為又は不作為を求められている者

6 事業の発達、改善及び調整に関する事務の対象となる事業を行っている者

各府省が所管する業界において事業を営利目的で営む企業が該当します。

7 契約の申込みをしようとしている者、契約の申込みをしている者及び契約を締結して債権・債務関係にある者

8 予算、級別定数又は定員の査定を受ける国の機関

ただし、次の点に注意が必要です。

- 利害関係者が事業者等である場合、その事業者等の利益のために国家公務員と接触しているとみられる役員、従業員などは、利害関係者とみなされます。従業員全員が利害関係者になるわけではありません。例えば、契約の相手方である企業の場合、一般的には役員とその契約に関わっている営業担当等の従業員のみが利害関係者になります。
- 利害関係が潜在的なものにとどまる者又は国家公務員の裁量の余地が少ない職務に関する者として、各府省等の訓令・規則で定められている者は、利害関係者から除かれます。
(→ 訓令・規則は倫理審査会のウェブサイトでご覧いただけます。
 更に詳細をお知りになりたい場合は各府省等にお尋ねください。)
- 国家公務員が過去3年間に就いていた官職の利害関係者は、現在の利害関係者とみなされます。
- ある国家公務員(A)に、別の国家公務員(B)の利害関係者が接触している場合、それが、AがBに対して持つ官職上の影響力を期待してのものであることが明らかなきときは、Aにとっても利害関係者とみなされます。

Q

A

&

こんな場合は??

Q | 卸売業者を通じてX官署に物品を納入している場合、X官署の契約担当職員にとって、当社の製品の売り込みをする当社営業担当者は利害関係者になりますか？

A | 製品の売り込みをする営業担当者は、契約担当の職員にとって利害関係者に当たります。

Q | 国の機関に物品を納入している場合、その機関の職員全員にとって当社は利害関係者になりますか？

A | 全員ではなく、契約の事務に携わっている職員にとって、利害関係者に当たることとなります。例えば、契約の決裁を担当する職員、物品購入のための機種選定委員会がある場合の委員会メンバーなどにとっては、利害関係者に当たります。

利害関係者との間のルール



国家公務員は、利害関係者から金銭・物品・不動産の贈与を受けることはできません。

ただし、以下のような場合には、利害関係者から金銭・物品等を受け取ることができます。

● **広く一般に配布するための宣伝用物品や記念品**

例：会社の名前入りのカレンダー、創立○周年記念事業で配布している書籍など

● **結婚披露宴や親の葬儀の際、親などとの関係で持参された、通常の社交儀礼の範囲内の祝儀・香典（→下記Q&A）**

Q & A こんな場合は？

Q | 国家公務員の結婚披露宴に招かれたのですが、祝儀を持参することはできますか？

A | 国家公務員は、利害関係者からであっても、披露宴の実費相当の祝儀は受け取ることができます。また、配偶者や親との関係で出席した利害関係者から、通常の社交儀礼の範囲内の祝儀を受け取ることは認められます。

Q | 国家公務員が喪主となっている葬儀に香典を持参することはできますか？

A | 国家公務員は、本人との関係に基づいて利害関係者が持参した香典は受け取ることができません。しかし、亡くなった家族との関係に基づいて持参された香典は、利害関係者からであっても、通常の社交儀礼の範囲内のものであれば受け取ることができます。

Q | 弔電や花輪についてはどうですか？

A | 国家公務員が、本人との関係に基づいて利害関係者からの弔電を受け取ることについては、問題ありません。しかし、利害関係者から花輪の提供を受けることは、倫理規程で禁止されている物品の贈与に当たりますので、できません。

国家公務員が利害関係者から、物品や不動産を購入等した場合又は役務の提供を受けた場合において、それらの対価が購入等の時点の時価よりも著しく低いときは、その差額に相当する額の金銭の贈与を受けたものとみなされます。



国家公務員は、利害関係者から酒食等のもてなしを受けることはできません。

利害関係者に費用を負担させて、もてなし（酒食に限らない）を受けることはできません。
ただし、以下のような場合には、国家公務員が自分の費用を負担せずに利害関係者の負担により飲食をすることができます。

● 多数の者（20名程度以上）が出席する立食パーティー

例：立食形式で行われる業界の賀詞交換会、会社の創立○周年記念パーティーに参加するような場合
着席形式でも、座席が指定されておらず、人数もかなり多いような場合は、立食パーティーに準じて認められる場合があります。

● 職務として出席した会議での簡素な飲食

例：仕事で出席する会議の間やその前後に弁当を出されて食べるような場合
国家公務員が倫理監督官の承認を受けて行う講演（→7ページ）の前後に、簡素な飲食物の提供を受けることも認められます。

● 公的な性格を有する儀礼的な会合における飲食

例：国際会議の公式日程に含まれる外交儀礼的なレセプションに出席するような場合

国家公務員は、自分の飲食費用を自ら負担する場合等であれば、利害関係者と共に飲食をすることができます。

国家公務員は、自分の飲食費用を自ら負担する場合又は利害関係者ではない第三者が負担する場合には、利害関係者と共に飲食をすることができます。
なお、国家公務員は、自己の飲食に要する費用が1万円を超える場合は倫理監督官へ事前に届け出ることとされています。

利害関係者ではない第三者が費用を負担する場合であっても、社会通念上相当と認められる程度を超える飲食（→7ページ）は認められません。

注意

国家公務員が会費制、割り勘等として、自己の飲食にかかった費用を負担する場合でも、その負担額が十分でなく、実際の費用との差額分を利害関係者が負担することとなった場合には、その国家公務員は、利害関係者からその差額分の供給接待を受けたこととなります。

例：国家公務員が事前に会費として5,000円を支払っていたが、結果的に一人当たりの費用は7,800円となった。利害関係者側が不足分(2,800円)を会社の交際費で支払った。

→ 国家公務員は利害関係者から2,800円分の供給接待を受けたこととなり倫理規程違反となる。



国家公務員は、利害関係者から無償で役務の提供を受けることはできません。

ただし、以下のような場合には、利害関係者から無償で役務の提供を受けることができます。

- 職務で利害関係者を訪問した際、公共交通機関が利用困難な場合など合理的な理由がある場合に限り社用車などを利用すること



国家公務員は、自分の費用を負担する場合でも、利害関係者と共にゴルフや旅行、遊技(麻雀など)をすることはできません。

ただし、以下のような場合には、利害関係者と共に行うことができます。

●ゴルフ

30人以上の大規模で、利害関係者の参加が想定できないゴルフコンペに参加したところ、結果として利害関係者と一緒になってしまった場合

●旅行

公務のための旅行の場合や旅行会社のツアーでたまたま利害関係者と一緒になる場合



国家公務員は、利害関係者から、金銭を借りること、物品や不動産を無償で借りること、未公開株式を譲り受けることはできません。

ただし、以下のような場合は認められます。

- 金融機関が利害関係者に当たる場合に、一顧客として金銭を借りること

- 職務として利害関係者を訪問した際に、物品(文房具など)を借りること

国家公務員は、利害関係者と私的な関係がある場合で、利害関係の状況、私的な関係の経緯、行為の態様等に鑑み国民の疑惑や不信を招くおそれがないときには、前記(→4~6ページ)の行為をすることができます。

「私的な関係」とは、国家公務員としての身分にかかわらない関係のことです。

例えば、家族の葬儀の際に、私的な関係(学生時代からの親しい友人など)がある利害関係者から通常の社交儀礼の範囲内の香典を受け取ることは認められます。



国家公務員は、利害関係者に要求して、第三者に対して前記（→4～6ページ）の行為をさせることはできません。

例えば、利害関係者に要求して、自分の家族に贈り物を届けさせたり、自分の親族が経営する会社を下請けで使わせたりすることはできません。

広く一般に配布される宣伝用物品や記念品、立食パーティーにおける飲食物や記念品を提供させることもできません。

※大規模災害の発生に際して、行政機関から所管団体に要請し、自治体に対して救援物資を提供してもらうというような公務として行われる行為については、禁止行為に該当しません。

参考

国家公務員が利害関係者から報酬を受けて講演等を行うことについては、各府省等が報酬額などの基準や取扱いを定めています。御懸念事項がある場合は各府省等にお問い合わせください。

※「講演等」とは、講演、討論、講習・研修における指導・知識の教授、著述、監修、編さん又はラジオ・テレビの番組への出演をいいます。

利害関係者でない者との間のルール

- 以下のことは、利害関係者でない事業者等との間でも認められません。
- 同じ相手からの繰り返しのものや著しく高額なものなど、社会通念上相当と認められる程度を超えて、供応接待を受けたり、物品の贈与を受けたりすること
- その場に居合わせなかった者に自分の飲食物の料金などを支払わせること(つけ回し)

贈与等報告書について

本省課長補佐級以上の国家公務員は、事業者等から1件5千円を超える飲食等の提供、金銭・物品等の贈与、講演等の報酬等を受けたときは、各省各庁の長等に贈与等報告書を提出することとなっています。それら贈与等報告書のうち、1件2万円を超えるものについては、閲覧請求の対象となっています。

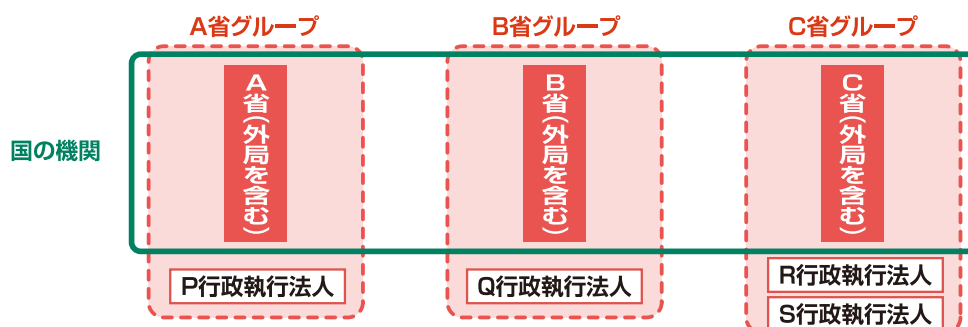
特定の書籍等の監修料に関するルール



国家公務員は、国の補助金等や経費で作成される書籍等、国が過半数を買い入れる書籍等については、その監修や編さんを行ったことに対する報酬を受けることはできません。

※「書籍等」とは、書籍、雑誌等の印刷物のほか、CD、DVD等も含まれます。

監修料の受領が規制される範囲



●国の補助金等や経費で作成される書籍等

- ①各府省の職員は、**国の機関**のどこか又は**自分が属する省グループ**の行政執行法人のどこかが補助金等を支出している書籍等の監修料を受領できません。(例:B省、C省やP行政執行法人が費用を支出している書籍をA省職員が監修する場合)
- ②行政執行法人の職員は、**自分が属する省グループ内**の機関のどこかが補助金等を支出している書籍等の監修料を受領できません。(例:C省やR行政執行法人が費用を支出している書籍をS行政執行法人が監修する場合)

●国が過半数を買い入れる書籍等

職員が属する省グループ内の機関が、単独か合計で作成数の過半数を買い入れる場合は、監修料を受領できません。

例：C省、R行政執行法人、S行政執行法人がそれぞれ買い入れる数を合計すると作成数の過半数となる書籍をC省職員が監修する場合

参考

本パンフレット記載のルールに違反した国家公務員は、懲戒処分を受けることになります。

※ ルールに関する具体的な事例は倫理審査会ウェブサイトでご覧いただけます。

国家公務員倫理審査会事務局

〒100-8913 東京都千代田区霞が関1-2-3
<https://www.jinji.go.jp/rinri/>

…公務員倫理ホットライン…

TEL:03-3581-5344
FAX:03-3581-1802
MAIL:rinrimail@jinji.go.jp

公務員倫理ホットライン



これらのルールに反すると疑われる行為に気付かれた方は公務員倫理ホットラインへ御連絡ください。通報者の氏名等は窓口限りにとどめるなど、通報したことを理由として通報者が不利益な取扱いを受けることがないよう万全を期しています。

リサイクル適性[Ⓐ]
この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。